### 「法第15条の2の3]

# 1号炉

# 産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](平成 30年 5月度)

対象期間 : 平成 30年 5月 1日 ~ 平成 30年 5月 31日

## 焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規12条の7の31イ]

	種類	数量(単位)	
産業廃棄物	燃えがら		(kg/月)
	汚泥	890,972	(kg/月)
	廃油	399,374	(kg/月)
	廃酸	83,385	(kg/月)
	廃アルカリ	533,207	(kg/月)
	廃プラスチック類	641,179	(kg/月)
	紙くず		(kg/月)
	木くず		(kg/月)
	繊維くず		(kg/月)
	動植物性残さ	97,830	(kg/月)
	ゴムくず		(kg/月)
	金属くず		(kg/月)
	ガラスくず及び陶磁器くず		(kg/月)
	鉱さい		(kg/月)
	がれき類		(kg/月)
	家畜ふん尿		(kg/月)
	家畜死体		(kg/月)
	ばいじん		(kg/月)
	処分する為に処理したもの		(kg/月)
特別管理産業廃棄物	燃えやすい廃油	15,595	(kg/月)
	有害物質を含む汚泥		(kg/月)
	有害物質を含む廃油		(kg/月)
	PH2. 0以下の廃酸		(kg/月)
	PH12. 5以上の廃アルカリ		(kg/月)
	感染性廃棄物		(kg/月)
	その他( )		(kg/月)

#### ※1 事業所にて閲覧可能

## 燃焼ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置(連続測定記録)[規12条の7の31口]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	別紙 1号炉燃焼ガス及び排ガス測定位置の通り		
測定結果が得られた日	平成 30年 5月 31日	平成 30年 5月 31日	平成 30年 5月 31日
測定結果	<b>※</b> 1	<b>%</b> 1	<b>%</b> 1

## ばいじんの除去の実施状況と措置[規12条の7の31ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備	
ばいじんの除去を行った日	平成 30年 5月 23日	平成 30年 5月 23日	

### 排ガスの分析結果[規12条の7の31二]

		6月に1回以上	1年に1回以上	
採取位置		別紙 1号炉排ガス分析採取場所の通り		
採取した年月日		平成 29年 11月 1日	平成 29年 6月 5日	
測定結果が得られた日		平成 29年 11月 10日	平成 29年 6月 27日	
ダイオキシン類			0.040 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	
ばい煙量又は	硫黄酸化物	<0.02 (m3N/H)		
ばい煙濃度	ばいじん	<0.003 (g/m3N)		
	塩化水素	0.9 (mg/m3N)		
	窒素酸化物	39 (ppm)		